

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 慰安旅行不参加者への現金支給

**Q** : 慰安旅行の不参加者（自己都合によるもの）に対して、その旅行費用相当額を金銭で支給した場合には、参加、不参加を問わず全員について給与として課税されると聞きましたが、本当でしょうか。

**A** : 個人的理由による不参加者に金銭を支払う場合には、旅行参加者に対しても給与として課税されることとなります。

### 【解説】

個人的な都合によって旅行等のレクリエーションに参加しなかった役員又は使用人に対して、その参加に代えて金銭を支給する場合には、その旅行に参加した役員又は使用人に対してもその金銭の支給があったものとして課税することとされています。

これは、不参加者に金銭を支給することとしている場合には、使用者がその旅行へ参加するか又は現金の支給を受けるかの選択を認めていることになり、レクリエーション行事に参加したことにより受ける経済的利益を非課税として取り扱っている趣旨の範囲を逸脱することになるからです。

この場合、その行事の総費用の1人当たりの額と不参加者に支給される金銭の額が異なる場合は、不参加者に支給される金銭の額が給与として課税される金額の基準になります。

ちなみに、業務上の理由により参加できなかった人に金銭を支給した場合には、その支給した金銭はその支給を受けた人に対する給与となりますが、旅行に参加した人については、課税の問題は生じません。

